

日頃より、市民の皆様には、ごみ分別にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

今回は、剪定枝の特別回収についてお知らせいたします。

せていえた

## ◎剪定枝の特別回収について

地 区	収集日
三泊町、塩見町、春日町、元町、船場町、花園町、末広町、旭町	9月13日（水）
住之江町、泉町、野本町、千鳥町、元川町、神居岩、堀川町、高砂町、五十嵐町	9月14日（木）
緑ヶ丘町、東雲町、南町、潮静、大和田、藤山町、幌糠町、中幌、樽真布、南幌、峠下町、東幌	9月15日（金）
大町、瀬越町、港町、明元町、幸町、本町	9月27日（水）
寿町、礼受町、浜中町、沖見町、平和台	9月28日（木）
見晴町、宮園町、錦町、開運町、栄町	9月29日（金）

剪定枝（庭木）は、木くずと同様に「生ごみ処理施設」で水分調整剤（おがくず）として使用されますので、葉をすべて取りのぞき、長さ1m未満（太さ5cm未満）にしてから1m位の“ひも等”で縛りクリーンステーション横に出して下さい。

松・杉・オンコ等の針葉樹は、草の特別収集日に出して下さい。特別収集日以外で捨てる時には不燃系埋立ごみで出して下さい。葉の付いた広葉樹の剪定枝についても同様に不燃系埋立ごみで出すことができます（指定のごみ袋に入れて出して下さい）。

今後も、ごみの分別についてご理解ご協力をお願いいたします。